

平成29年第3回（6月）議会定例会会議録

招集年月日	平成29年6月13日
招集の場所	川北町議会議場
開会宣告日時	平成29年6月13日 午前10時01分
閉議宣告日時	平成29年6月13日 午前11時42分
応招議員	1番 井波秀俊 2番 山村秀俊 3番 森 作治 4番 西田時雄 5番 田中秀夫 6番 苗代 実 7番 作田良一 8番 坂井 毅 9番 作田 毅 10番 山先守夫
不応招議員	なし
出席議員	1番 井波秀俊 2番 山村秀俊 3番 森 作治 4番 西田時雄 5番 田中秀夫 6番 苗代 実 7番 作田良一 8番 坂井 毅 9番 作田 毅 10番 山先守夫
欠席議員	なし
会議録署名議員	7番 作田良一 8番 坂井 毅 9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄 副町長 山岡正見 教育長 室谷敏彦 総務課長 川北征章 税務課長 中村都志子 住民課長 大山恭功 福祉課長 村田真寿美 産業経済課長 吉岡友次 土木課長 山本忠浩 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一
議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成29年第3回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

平成29年6月13日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 報告第1号から報告第7号まで (一括議題)

議案第25号から議案第28号まで (一括議題)

(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

平成29年第3回

追加議事日程（第2号の追加1）

川北町議会定例会

平成29年6月13日午前10時開議

第1 議長の辞職許可について

第2 選挙第2号 議長選挙について

————— 休 憩 —————

第3 副議長の辞職許可について

第4 選挙第3号 副議長選挙について

————— 休 憩 —————

第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

————— 休 憩 —————

第7 選挙第4号 能美介護認定事務組合議会議員選挙について

会 議 に 付 し た 事 件

- | | |
|-------|----------------------|
| 選挙第2号 | 議長選挙について |
| 選挙第3号 | 副議長選挙について |
| 選任第1号 | 常任委員会委員の選任について |
| 選任第2号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 選挙第4号 | 能美介護認定事務組合議会議員選挙について |

《再開、会議》

◇議長 山先 守夫

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 01 分)

《一般質問、答弁》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

1 番 井波 秀俊君。

◇1 番 井波 秀俊

議長。

6 月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、私からは「税収入の推移について」「川北まつり」についての 2 点、質問させていただきます。

我が川北町の税収入のここ 5 年間の収入の推移は、どのようになっているのでしょうか。また、今後どのような推移になると予想されるのでしょうか。

毎年、町の予算・決算は、広報誌などを通じて町民に発表されていますが、いずれも単年であり、町民の皆さんにとっては、町の税収入が増えているのか。または減っているのか。そして、その原因は何なのかを理解し難く、様々な機会を通じて質問をいただきます。

また、同様に今後の税収入の推移予測についても、大変多くの町民の方々から質問が寄せられております。

川北町の税収入の推移とその要因、また今後の予測について町当局のお考えをお伺いします。

次に「川北まつり」について質問させていただきます。

毎年恒例となりました、川北まつり。我が町の最大のイベントであり、町内外の方々が楽しみにしております。

町当局では、今年のまつり終了直後から反省会を開き、今年の開催にむけて県内はもちろん、首都圏への PR 活動、企画、運営準備と進められていることと思います。

「川北まつり」の本番まで、あと 2 か月となりましたが、本年度の「川北まつり」はどのような内容となっているのでしょうか。

また、昨年からの改善点、変更点などは、あるのでしょうか。

現在、準備の真っ最中で未確定な部分もあろうかとは思いますが、現時点での川北まつりの状況について町当局のお考えをお伺いします。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

「税収入のここ5年間の推移などについて」のお尋ねであります。

最近5カ年の町税につきましては、決算ベースで、約13億7千3百万円から16億3百万円の間で、推移しております。

年度別に申し上げますと、平成23年度は15億9千4百万円、24年度は16億3百万円、25年度は14億5千7百万円、26年度は13億7千3百万円、27年度は13億5千5百万円、そして、平成28年度は、15億2千7百万円となっております。

また本年度の予算ベースで申し上げますと13億9千8百万円と予算額全体の約37.6%を占めています。

本年度当初予算における、税別で申し上げますと、町民税につきましては、3億7千万円と町税全体の内、26.5%を占めており、人口の増加及び、景気の緩やかな回復も期待され、約5百万円の増額を見込んでおります。

また、軽自動車税につきましては、1千6百万円で、全体の1.1%に当たり、平成28年度の税制改正により、増加傾向にあります。

次に、たばこ税につきましては、4千4百万円で、全体の3.1%を占めており、喫煙人口は減少していますが、平成27年4月の増税もあり、税収には大きな変化はございません。

固定資産税につきましては、9億6千8百万円と、全体の69.3%を占めております。

その内、償却資産が、固定資産税の中で41.5%を占めており、企業の設備投資により、大きな影響を受ける現状であります。

今後の税収の推移予測ですが、固定資産税では、昨年、(株)ジャパンディスプレイ内に新設されました(株)JOLEDが、200億円の設備投資を致しましたが、「川北町本社機能立地促進のための町税の課税の特例に関する条例」に適合するため、1年目となる本年度の固定資産税額を1/10とし、およそ2億5千万円の減税措置となっております。

来年度は1/3、再来年度は2/3と、3か年の特例措置となっており、4年目は、特例期限が切れ、本来の課税となりますので、当然、税収増が見込まれますが、減価償却もございしますので、緩やかな増になるのではないかと推測されます。

ただ、税は税として、ご存知のとおり、地方交付税制度もご座居ますので、税の増減だけを杞憂する必要もないかと考えており、町ではそれら一般財源を含め、財源全体で予算等の計画を立てております。

次の質問につきましては、担当課長からお答えを致します。

◇議長 山先 守夫

産業経済課長 吉岡 友次君。

◇産業経済課長 吉岡 友次

はい、議長。

井波議員の「川北まつり」についてのお尋ねでございますが、今週末に川北まつり実行委員会の開催を控えており、現時点での解る範囲でお答え致します。

昨年、商工会の皆さんが中心となって、首都圏へ出向き、川北まつりのPR活動を実施されました。その結果、今年のまつりには、旅行会社から3通りのツアーを企画しているとお聞きしております。

その他に、JR西日本の大人の旅クラブ「おとなび」に、この川北まつりが特集として取り上げられており、少しずつですが、首都圏からの誘客と川北町の知名度アップに繋がった取り組みになっているものと思っております。

また、まつりの内容につきましては、おもてなしの心を持ってご来場者を迎え入れ、メインイベントの音と光の祭典が、更に盛り上がるように色々と準備を進めているところでご座居ます。

しかし、ご承知の通り、まつりの当日は大変な人出で混雑しており、昨年度の反省会での指摘事項を踏まえ、会場周辺道路は飽和状態となる交通事情の改善や、万が一の事故等に備えた危機管理体制の強化や整備に、より一層の力を注ぎたいと考えております。

これからも川北まつり実行委員会を中心に、関係機関が一丸となって、お客様の安全・安心を第一に考えた大会運営ができるよう努めて参りますので、議員各位におかれましても、ご理解ご協力をお願いしまして、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

2番 山村 秀俊君。

◇2番 山村 秀俊

はい、議長。

6月議会定例会に、一般質問の機会を頂きましたので、次の2点についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、「学校給食費の無償化」について、お尋ねします。

今日、核家族化や、加工済食品・外食の増加などにより食生活が大きく変化しています。

そのような中で「学校給食」とは、単なる食事ではなく、「食育」という教育の一環と考えられており、成長期にある子供にとって食育とは「健全な食生活の確立」でもあります。

食育の担い手は、まず家庭であることは当然のことですが、学校においても積極的に取り組んでおり、町としても食育を全面的に支援する体制が必要と考えます。

現在、学校給食費については保護者負担とされ、各学校において個別の「学校給食会計」により運営されているところですが、全国各地に目を向けてみますと「学校給食費の無償

化」が静かに進行しています。

これは、行政施策として、少子化・過疎化を食い止め、「子ども」や「子育て家庭」を積極的に支援し、子育て世代の負担軽減化や若い世代の移住・定住に繋げていくことで、安心して、子どもを産み育てることができる町づくり体制の一環でもあります。

このように、食育推進・少子化対策の観点から、町として子育て支援の充実を更に推し進めていくためにも、「学校給食費の無償化」について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

2点目は、「学校給食費の公会計化」について、お尋ねします。

学校給食費については、施設・設備・運営経費等を町が負担し、食材費のみ、保護者負担で「個別会計」となっています。

「学校給食会計」については、今後、更に、透明性を高めるためにも、無償化、又は、一部助成の有無に関わらず、「保育所会計」と同様に、収入・支出を歳入・歳出とする、「公会計化」の導入に向けた検討も必要かと考えますが、町当局の考えをお聞かせ下さい。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

教育課長 中田 利明君。

◇教育課長 中田 利明

はい、議長。

山村議員の「学校給食費の無償化」についてのご質問にお答え致します。

平成16年の秋の臨時国会で『食育基本法』が審議され、成立しました。その基本理念は「食べ物に関する適切な判断力を養い、心身の健康と豊かな人間に資すること」と謳われています。

子ども達が生きる力を身につけていくには、何よりも『食』が重要であり、知育・徳育・体育の全ての基礎となるものであると学校現場では捉え、『食育』について、いろいろな取り組みが、進められている所でご座居ます。

お尋ねの「学校給食費の無償化について」ですが、現在、施設・設備を始め、調理員の人件費などは全て町が負担し、食材費のみが保護者の負担になっております。ただ、経済的に恵まれない準要保護家庭の子どもさんには、一定額の援助を行っていますが、全ての子どもに対する給食費の無償化を行うと、町全体で年間、総額約5,000万円と多額となりますので、簡単には実施できない事をご理解ください。

次に「学校給食費の公会計化」についてのご質問についてですが、30数年前から給食集金は学校が指定する金融機関の保護者の口座からの引き落としになっておりますが、これまでに集金が長く滞るようなことはございません。

今、学校給食会計を公会計化するにあたり、会計処理方法、徴収管理システム整備、また学校によって食材納入業者が異なっており、統一するには、いろいろな課題があります。

今後、国の学校給食費の会計業務に係るガイドラインの動向を踏まえながら公会計について判断していきたいことを申し上げて、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

5番 田中 秀夫君。

◇5番 田中 秀夫

はい、議長。

6月議会定例会におきまして、質問の機会を頂きましたので、次の2点についてお尋ねします。

初めに、新砂川用水の下流で、川北地内から白山市美川地区までの約1.7km区間の維持管理についてお尋ねします。

この区間は、用水として利用されておらず、もっぱら排水専用となっていることから、手取川七ヶ用水土地改良区の管轄区域外となっています。

また、この河川の地権者は国土交通省となっており、維持管理については、地元に移管しているとされています。

最近では、土砂などの堆積も著しく雑木も生い茂り、一部では農道側の法面が崩れている所もあり、梅雨時期ともなると毎年のように農道や田畑が冠水し、危険な状態となっています。

このことから、2年ほど前にこの河川の排水改善を要望したところ、河口付近の雑木などは伐採して頂きましたが、その上流については手が付けられておらず、これからの梅雨時期の増水により、田畑の冠水や農道の崩落が懸念され、非常に危険であり、抜本的な改良がなされるよう、町として国土交通省や手取川七ヶ用水土地改良区などの関係機関へ、強く要望して頂きたいと思いますが、町長の所見をお尋ねします。

次に、通学路の防犯カメラ設置と運用についてお尋ねします。

近年、児童・生徒を狙った凶悪犯罪が多発しています。

殺人や、性犯罪など身勝手に卑劣な事件は、痛ましく聞くに堪えられません。しかしながら、増加傾向にあるのが現状であります。

そこで、近年あらゆる犯罪・事件の犯人特定と早期解決に繋がる防犯カメラの存在が、非常に重要な役割を果しています。

プライバシー侵害などの心配もあるかと思いますが、町でも通学路や公園広場など、特に国道8号線橋交差点の歩行者用地下道については、何処からでも死角となっており、緊急時のランプはあるものの使いにくく、例えランプが点灯していても、誰も気付かない可能性があります。

何かあってからでは遅く、子どもたちの安全のためにも、是非とも防犯カメラの設置と運用について検討をして頂きたいと思いますが、町当局の考えをお尋ねします。

以上で私の質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

土木課長 山本 忠浩君。

◇土木課長 山本 忠浩

はい、議長。

田中議員の「排水路の維持管理」についての質問にお答えをいたします。

朝日地内から白山市湊地内にかけて、手取川本堤に沿って流れる約 1.7km の排水路は、新砂川用水 7-2 号支線、7-3 号支線及び中島用水 6 号支線が合流し、手取川へ放流している末端水路でご座居ます。

年間を通して普段は一定の水量ですが、梅雨時には農業排水や雨水により水嵩が増え、このため排水機能が低下し、これまでに幾度か水田が冠水しております。

全てが土水路であり、長い歳月による土砂の堆積、適正勾配の確保の他、樹木等の障害が排水不良の要因と考えられます。

近年では、平成 26 年に朝日地内の他、湊地内、約 39ha が冠水しており、水田が甚大な被害を受けております。

町ではこうした現状を踏まえ、国土交通省へ石川県町長会などを通じ、継続した要望を行っております。

その甲斐もあり、平成 27 年には、樹木の伐採、平成 28 年には、浚渫工事と勾配修正を実施しております。

また、町の管理している朝日地内の本堤に沿って流れる土水路を平成 27 年度に農村総合整備事業で 565 m を整備し、排水環境の向上を図っております。

今後、更に排水機能が高められるよう、定期的な浚渫、本流内の改修など継続して、国や関係機関に強く要望して参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。「通学路の防犯カメラの設置と運用について」であります。

本年、3 月に能登町で発生した女子高校生がバス停から連れ去られ、殺害されるという大変、痛ましい事件は記憶に新しいところであります。

この事件からも通学路等に街灯や防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にもつながり、大変、重要なことだと感じています。

町の現状を申し上げますと、各小中学校・保育所・児童館の全ての玄関に、防犯カメラ

を設置してあります。これは、学校等への不審者の侵入防止と子供たちの安全・安心を確保するためであります。

現在のところ、町内の通学路には防犯カメラは設置してありませんが、昨年5月より町が所有する17台の車両、全てにドライブレコーダーを設置し、動く防犯カメラとしての役割を担っているのではないかと考えています。

また、各地区の見守り隊の方には、子ども達の登下校に合わせた見守り活動など、日頃より、ご尽力を頂き、大変、感謝しているところでもあります。

防犯カメラの設置につきましては、ご指摘のように、プライバシーの問題などもあるため、国土交通省、石川県、そして警察などの関係機関と十分な協議を重ね、慎重な対応が必要となります。

いずれに致しましても、子ども達や、地域住民の安全・安心のために、今後、大いに検討して参ることを申し上げまして、答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

8番 坂井 毅君。

◇8番 坂井 毅

議長。

質問に入る前に、今年4月の異動によりまして、3名の新しい課長が誕生致しました。心からお祝い申し上げたいと思います。特に3名の内の2名が女性課長でございます。

川北町役場にとって初めての女性課長ということで、今後川北町の益々の発展にご尽力をいただければ幸いです。

それでは一般質問について、3点お尋ねいたしたいと思います。

朝、新聞を広げますと、毎日のように子供のいじめによる自殺や、高齢者による交通事故の記事が、いやがおうにも目にする毎日であります。

そこで、まず1点ですが「小中学生のいじめ」について質を致します。

幸なことに川北町では、児童・生徒のいじめによる自殺は発生しておりません。

しかし、いじめが1件も無いといったことは考えにくく、将来の日本を担う子供達であるだけに、見逃すことの出来ない深刻な問題でもあります。

お伺いしたいのは、川北町における小中学生のいじめの現状を把握しておられるかどうか。そして、その実態はどうか。

また、そのことについて何らかの対策をとられていると考えますが、その効果について説明をお願い致します。

次に2点目ですが、高齢者による交通事故が全国的に多発している現状について、対策としては、免許の返納をしていただくことが1番だと思いますが、その代替えとしての足の確保が必要となります。

そこで、川北町の現状を見ますと、若い世代が町外に出られ高齢者だけの世帯も少なからずある訳です。

高齢者にとっては、通院や買い物に行く為には、車は大事な生活手段の1つであります。

以前に町内循環バスの導入についての質問がありました。そのときは、所管する国の地方運輸局や石川県とも相談をしながら調査・検討するとの答弁でありました。

私は町内循環バスも大事な対策の1つだと思います。もしそれが困難であるならば、もう1つの方法として、タクシー利用料の一部助成制度を実施出来ないものでしょうか。

高齢者を交通事故から守るためにも、何らかの対策が必要と思われませんが、町長の考えを伺います。

3点目ですが、タウンミーティング、「対話型集会」の実施についてであります。

町民の皆様と行政とが直接、川北町での夢や希望のある未来の町づくりと、地域の活性化などの意見交換を通じて、今後の町の長期計画や施策に大いに反映できるものと考えます。

今後、さらなる川北町の発展には、是非、実施すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

以上で、私の質問を終わります。

◇議長 山先 守夫

教育長 室谷 敏彦君。

◇教育長 室谷 敏彦

はい、議長。

坂井議員の「小中学生のいじめ」についてのご質問に、お答え致します。

ご承知のとおり、全国で、いじめを苦に自殺をした問題が多く発生し、大きな社会問題となっております。

いじめの問題は、児童生徒の心身の発達に深刻な影響を及ぼすのみならず、生命に関わる重大な結果を引き起こすことがありますので、教育委員会としても細心の注意を払っております。

いじめの現状について申し上げますと、各学校では、毎月「いじめアンケート」と個人面談、日々の児童・生徒の観察で正確な状況把握を行っています。

また、該当者の有無を問わず、いじめの未然防止と早期発見、早期対応のために、スクールカウンセラーによる、気になる児童・生徒へのカウンセリングを行い児童・生徒一人ひとりの様子を確認しております。

学校の「いじめ」については、これまで軽微なものが報告されていますが、現在のところ重大な案件となるような報告は受けていません。

しかし、各学校で組織されている、「いじめ問題対策チーム」が重大案件と判断した場

合は、関係機関と連携しながら、組織的に対応できる体制を常に整えてあります。

また、町教育委員会では、毎月の校長協議会で、各学校の児童・生徒の活動状況の報告を受け、些細なことでも案件として取り上げ、4名の校長、私、そして指導主事が、いじめに繋がる案件でないか、学校現場での長年の経験をもとに協議しています。

また、町教育委員会としても、必要に応じて学校といじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー・児童相談所・町福祉課など関係機関と連携する場を、いつでも設けられるように対応しております。

いずれに致しましても、子ども達の間人間関係は常に動いておりますので、常時、細心の注意を払いながら、いじめの無い魅力的な学校づくりに今後とも努めて参りますことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

高齢者に対する交通安全対策等についてのお尋ねでご座居ます。

近年は、全国各地で、高齢者による交通事故が多発しており、県内においても昨年の交通事故死亡者数は48人で、その内、65歳以上のいわゆる高齢者は28人と、全体の約60%を占め、年々増加傾向にあり、高齢者の交通安全対策は喫緊の課題であると感じています。

ご承知のとおり、町では高齢者のための、交通安全対策の一つとして、平成28年4月より運転免許証の自主返納支援事業を行っており、昨年からこれまでに、11件の自主返納がありました。

返納をされた方には、代わりに1万円分の路線バスの乗車カード、I C aを支給しています。

県内の他市町では、コミュニティーバスの運行や、乗合いタクシー、所謂「デマンドタクシー」等を活用している自治体もあります。

現在、町でも、町内循環バスの運行などについて、運輸局やバス運行会社と色々と協議をしておりますが、初期投資やランニングコストに多大な費用が必要となりますので、今ほどご提案を頂きました「タクシー利用料の一部助成」も含め、町の現況に相応した高齢者の交通安全対策及び、交通網の形成などを今後更に、検討して参りたいと考えております。

次に、タウンミーティング、いわゆる地区懇談会についてですが、町ではこれまで地区懇談会につきましては、特に開催していません。

しかし、皆さんご存知のとおり、毎年5回以上の地区の代表者による「区長会」を開催

し、地区の情報交換を行い、きめ細やかな対応に心掛けて参りました。

更に、年に1度、地域の皆様からの声を集約した「要望事項」も頂いており、その要望を検討し、各種事業に反映させているのが現状であります。このようなシステムの自治体は県下でも少ないと聞いております。

それにしましても、今後必要となれば、その開催について検討して参りたいと考えております。以上答弁と致します。

◇議長 山先 守夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 山先 守夫

日程第2 報告第1号から報告第7号まで、並びに議案第25号から議案第28号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 山先 守夫

総務産業常任委員長 田中 秀夫君。

◇総務産業常任委員長 田中 秀夫

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

報告第1号「川北町役場事務分掌条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

報告第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

報告第3号「川北町職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

報告第5号「川北町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

報告第6号「平成28年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分

報告第7号「平成28年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分

議案第27号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

議案第 28 号「石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について」

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上です。

◇議長 山先 守夫

教育民生常任委員長 作田 良一君。

◇教育民生常任委員長 作田 良一

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

報告第 4 号「川北町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」

報告第 6 号「平成 28 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」のうち、その所管に属する関係部分

報告第 7 号「平成 28 年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」のうち、その所管に属する関係部分

議案第 25 号「川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第 26 号「川北町放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部を改正する条例について」

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でございます。

◇議長 山先 守夫

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先 守夫

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、報告第 1 号から報告第 7 号まで、ならびに議案第 25 号から議案第 28 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

報告第1号から報告第7号まで、ならびに議案第25号から議案第28号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立9名)

はい、着席下さい。

起立全員です。

したがって、報告第1号から報告第7号までならびに議案第25号から議案第28号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

◇副議長 苗代 実

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

議長、山先 守夫君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

《議長の辞職》

追加日程第1 「議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山先 守夫君の退場を求めます。

(山先 守夫 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

◇議会事務局長 奥村 栄一

それでは、朗読します。

平成29年6月13日 川北町議会副議長 苗代 実 殿。川北町議会議長山先 守夫。

辞職願 このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。 以上です。

◇副議長 苗代 実

お諮りします。

山先 守夫君の「議長の辞職」を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、山先 守男夫君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。
それでは山先 守夫君、入場ください。

(山先守夫 入場)

《議長選挙》

◇ 副議長 苗代 実

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

◇ 副議長 苗代 実

追加日程第2 『議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は、10人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番井波 秀俊君、2番山村 秀俊君、3番森 作治君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

(1 番～10 番まで投票)

投票漏れは、ありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番井波 秀俊君、2 番山村 秀俊君、3 番森 作治君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票です。

有効投票のうち、山先 守夫君 8 票、作田 良一君 2 票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、山先 守夫君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

《当選の告知》

◇ 副議長 苗代 実

ただいま議長に当選された山先守夫君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

10 番 山先守夫君。

《議長当選承諾及び挨拶》

◇10 番 山先守夫

はい。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして川北町議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層、痛感いたしている次第でございます。

しかし、ここに皆様のご推薦を受けましたうえは、町の発展と町民のために、誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、甚だ簡単措辞ではありますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 副議長 苗代 実

以上で議長選挙が終わりましたので、議長と交替します。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11 時 05 分)

《副議長辞職》

◇ 議長 山先 守夫

(午前 11 時 07 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでご報告いたします。

副議長 苗代 実君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第 3 「副議長辞職の件」を議題と致します。

地方自治法第 117 条の規定によって、苗代 実君の退場を求めます。

(苗代 実 退場)

局長に辞職願を朗読させます。

◇ 議会事務局長 奥村 栄一

それでは、朗読します。

平成 29 年 6 月 13 日 川北町議会議長 山先守夫 殿。川北町議会副議長 苗代 実。

辞職願 このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第 108 条の規定により、許可されるようお願い出ます。

以上です。

◇ 議長 山先 守夫

お諮りします。

苗代 実君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、苗代 実君の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

それでは、苗代 実君、入場してください。

(苗代 実入場)

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮り致します。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4とし、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定しました。

◇議長 山先守夫

追加日程第4 『副議長の選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に田中秀夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫君を副議長の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中秀夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中秀夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

5番 田中秀夫君。

《副議長当選承諾及び挨拶》

◇ 5 番 田中秀夫

はい、議長。

このたび、皆様方のご推挙によりまして、町議会副議長に選ばれましたことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さを痛感している次第でございます。

これからは、山先 守夫議長の下、議会の運営に対しましても、及ばずながら誠心誠意努力いたしたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議長 山先 守夫

ここで、暫時休憩致します。

(午前 11 時 13 分)

《常任委員会委員辞任の報告》

◇議長 山先 守夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 30 分)

ここでご報告いたします。

田中秀夫君から、総務産業常任委員会委員を辞任したい旨の申し出、苗代 実君から、教育民生常任委員会委員を辞任したい旨の申し出があり、川北町議会委員会条例第 12 条第 2 項の規定により許可しましたので、ご報告いたします。

《常任委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

お諮りします。

総務産業常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員に欠員が生じたので、「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 5 とし、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 5 として、直ちに議題とすることに決定しました。

《常任委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 5 「選任第 1 号 常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、川北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、総務産業常任委員会委員に苗代 実君、教育民生常任委員会委員に田中秀夫君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会委員に苗代 実君。教育民生常任委員会委員に田中 秀夫君選任することに決定しました。

《常任委員会委員長辞任の報告》

◇議長 山先 守夫

(午前11時30分)

ここで、ご報告致します。

教育民生常任委員会において、作田良一君が教育民生常任委員会委員長を辞任したい旨、また、西田時雄君が同副委員長を辞任したい旨、教育民生常任委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、川北町議会委員会条例第12条第1項の規定により許可しましたので、ご報告いたします。

《議会運営委員会委員辞任の報告》

◇議長 山先 守夫

ここでご報告いたします。

(午前11時33分)

休憩中に作田 良一君から、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があり、川北町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可しましたので、ご報告いたします。

《議会運営委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

お諮りします。

議会運営委員会委員に欠員が生じたので、「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

《議会運営委員会委員の選任告》

◇議長 山先 守夫

追加日程第6 「選任第2号 議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、川北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、西田時雄君を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に西田時雄君を選任することに決定しました。

(午前11時35分)

《北陸新幹線対策特別委員会委員辞任の報告》

◇議長 山先 守夫

(午前11時35分)

ここで、ご報告いたします。

北陸新幹線対策特別委員会において、田中秀夫君が北陸新幹線対策特別委員会委員長を辞任したい旨、北陸新幹線対策特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、川北町議会委員会条例第12条第1項の規定により、許可しましたのでご報告いたします。

《広報編集特別委員会委員長及び副委員長辞任の報告》

◇議長 山先 守夫

(午前11時36分)

ここで、ご報告いたします。

広報編集特別委員会において、西田時雄君が広報編集特別委員会委員長を辞任したい旨、また山村秀俊君が同副委員長を辞任したい旨、広報編集特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、川北町議会委員会条例第12条第1項の規定により許可しましたので、ご報告いたします。

尚、現在、総務産業常任委員会・教育民生常任委員会・北陸新幹線対策特別委員会・広報編集特別委員会において、委員長もしくは副委員長が欠員となっておりますので、委員長、副委員長を互選され、その結果を議長まで報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時37分)

《各常任委員会、北陸新幹線対策特別委員会、広報編集特別委員会、
正副委員長互選結果の報告》

◇議長 山先 守夫

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

ここでご報告いたします。

総務産業常任委員会において、委員長の互選が行われました結果、委員長に苗代 実君が互選された旨、総務産業常任委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

次に、教育民生常任委員会において委員長及び副委員長の互選がおこなわれました結果、委員長に西田時雄君、副委員長に山村秀俊君が互選された旨、教育民生常任委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

次に、北陸新幹線対策特別委員会において、委員長互選がおこなわれました結果、委員長に井波秀俊君が互選された旨、北陸新幹線対策特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

次に、広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選がおこなわれました結果、委員長に山村秀俊君、副委員長に井波秀俊君が互選された旨、広報編集特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

(午前 11 時 40 分)

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

お諮りします。

(午前 11 時 40 分)

作田良一君から能美介護認定事務組合議会議員の辞職願が提出されておりますので、直ちに、「能美介護認定事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 7 として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、「能美介護認定事務組合議会議員選挙」を日程に追加し、追加日程第 7 として、選挙を行うことに決定致しました。

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 山先 守夫

追加日程第 7『能美介護認定事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

能美介護認定事務組合議会議員に、西田時雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました西田時雄君を能美介護認定事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西田時雄君が能美介護認定事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、能美介護認定事務組合議会議員に当選された西田時雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《閉 議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、議事日程を全部終了しましたので、平成29年第3回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前11時42分)